

令和7年度 給水装置工事設計施工基準の 一部改定に伴う説明会

日時：【第1回】令和8年1月20日（火）午前10時～

【第2回】令和8年1月23日（金）午後1時30分～

場所：倉吉市役所3階 大会議室

改定内容の説明

- 1 漏水等修繕工事について
- 2 漏水等修繕工事の手続き
- 3 その他の改定

1 漏水等修繕工事について

給水装置工事設計施工基準の改定 漏水等修繕工事について

- ⚠ 倉吉市のルールの改正です。
他の水道事業者のルールの変更はありません

(改定の概要)

従来は「改造」として取り扱っていた原形を変える工事のうち
機能の復旧を目的として行う工事を「漏水等修繕」として、手続きを簡素化

改定概要

品質担保

工種定義

手続き



倉吉市上下水道局
2026年1月

⚠ 改定の注意点（給水装置工事に関するルール）

法律

水道法

改正なし

政令

水道法施行令

倉吉市のルールの改正です
他の水道事業者のルールの変更はありません

省令

水道法施行規則

条例

倉吉市水道事業給水条例

今回の改正

規程

倉吉市水道事業給水条例施行規程

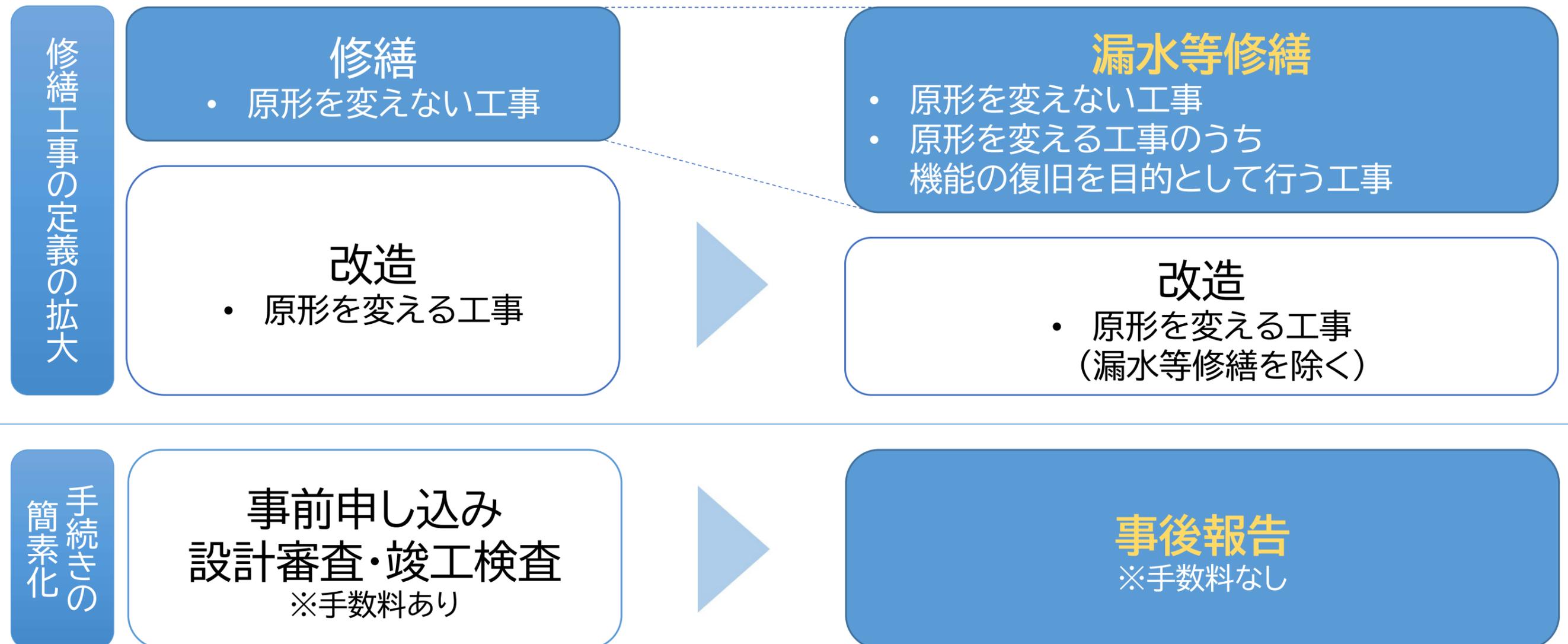
要綱

倉吉市給水装置工事設計施工基準



改定の概要

従来は「改造」として取り扱っていた原形を変える工事のうち
機能の復旧を目的として行う工事を「漏水等修繕」として、手続きを簡素化



※「改造」工事は従来とおり、事前申し込み、設計審査、竣工検査が必要です。

給水装置工事の品質の担保のしくみ

安全・安心な水の供給

給水装置の
構造材質基準の適合

設計審査、竣工検査

水道管理者による構造材質基準の確認
《水道法第16条》

指定工事事業者による施工

適正に施工できる者の指定《水道法第16条の2》
国家資格である主任技術者による工事監督
《水道法第25条の4(3)》

⚠ 構造材質基準に適合しない場合または指定工事事業者以外が施工した場合は、
給水条例に基づき基準に適合させるまでの間、給水契約の申込みの拒否または給水停止

給水装置工事の工種別の工事品質の担保

水道管理者による確認	工事の種類	工事品質の担保	事前確認	事後確認
	新設、改造、撤去…	<ul style="list-style-type: none"> 重大な事故が生じる恐れがあるため、水道管理者による基準の確認が必要 手直しが困難であるため、事前の確認が必要 	設計審査	竣工検査
	漏水等修繕	<ul style="list-style-type: none"> 水道管理者による基準の確認がなくても主任技術者の責において基準を満たすことができる 手直しが生じたとしても事後対応が可能 	(なし)※	修繕報告
	軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"> 水道管理者による基準の確認がなくても重大な事故が生じない 	(なし)	(なし)

※「修繕」でも設計審査・竣工検査を受けることができる

施工者の限定	工事の種類	施工者の限定
	新設、改造、撤去…	指定工事業者 (または水道管理者)
	漏水等修繕	
	軽微な変更	限定しない

○水道法施行規則
第13条 法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

「修繕」の定義の改定

cf. 倉吉市給水装置工事設計施工基準

	改造	修繕（漏水等修繕）
改定前	給水装置の原型を変える工事	給水装置の原型を変えないで 給水管、給水栓等を修繕する工事
改定後	原形を変える工事のうち 漏水等修繕工事を除く工事	機能の復旧を目的として 給水管、給水栓等の一部を修繕する工事

《改造の例》

- 給水管の管種・口径の変更
- 給水栓の増設・移設
- 給水管の付替え・布設替え
- 量水器の位置の変更
- 貯水槽水道、井戸などの給水設備を給水装置に切り替え

《漏水等修繕の例》

- 機能の復旧を目的とした給水管の付替え・布設替え
- 漏水修繕のための止水栓の設置
- 故障修繕のための弁栓類の取替え

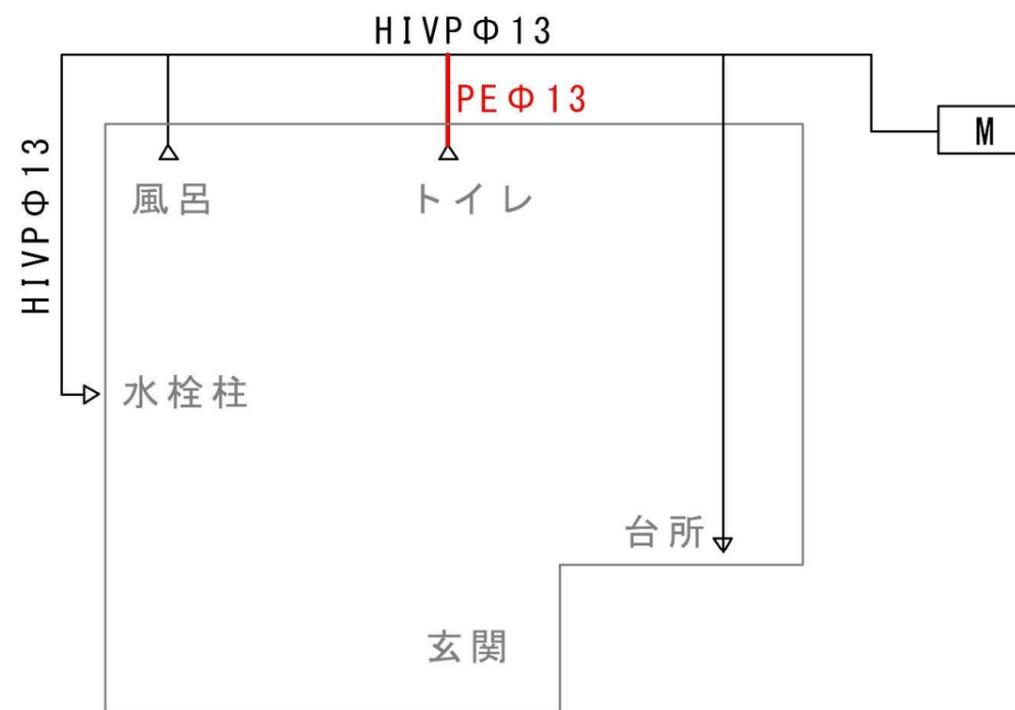
💡 判断が難しい場合は、
給排水係までお問い合わせください

	原形を変える	原形を変えない
機能の追加・変更	改造	—
機能の復旧	漏水等修繕	修繕(漏水等修繕)

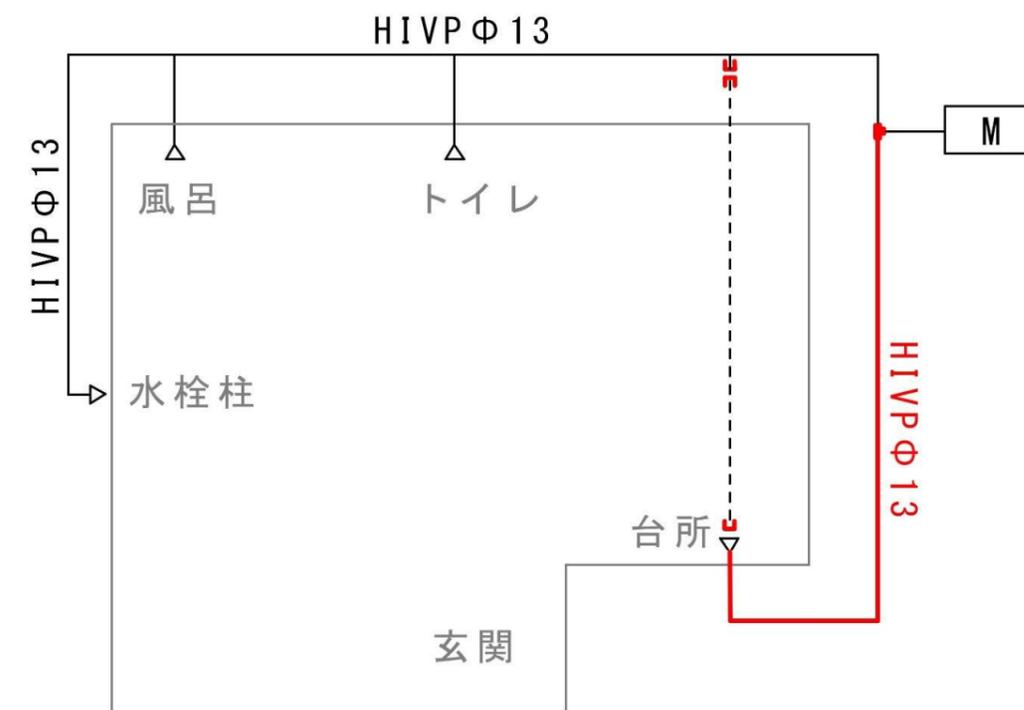
漏水等修繕工事の例

修繕例1 漏水箇所のみ修繕

— 修繕箇所
 - - - 当初配管位置



修繕例2 配管ルートを変更して修繕（1系統）



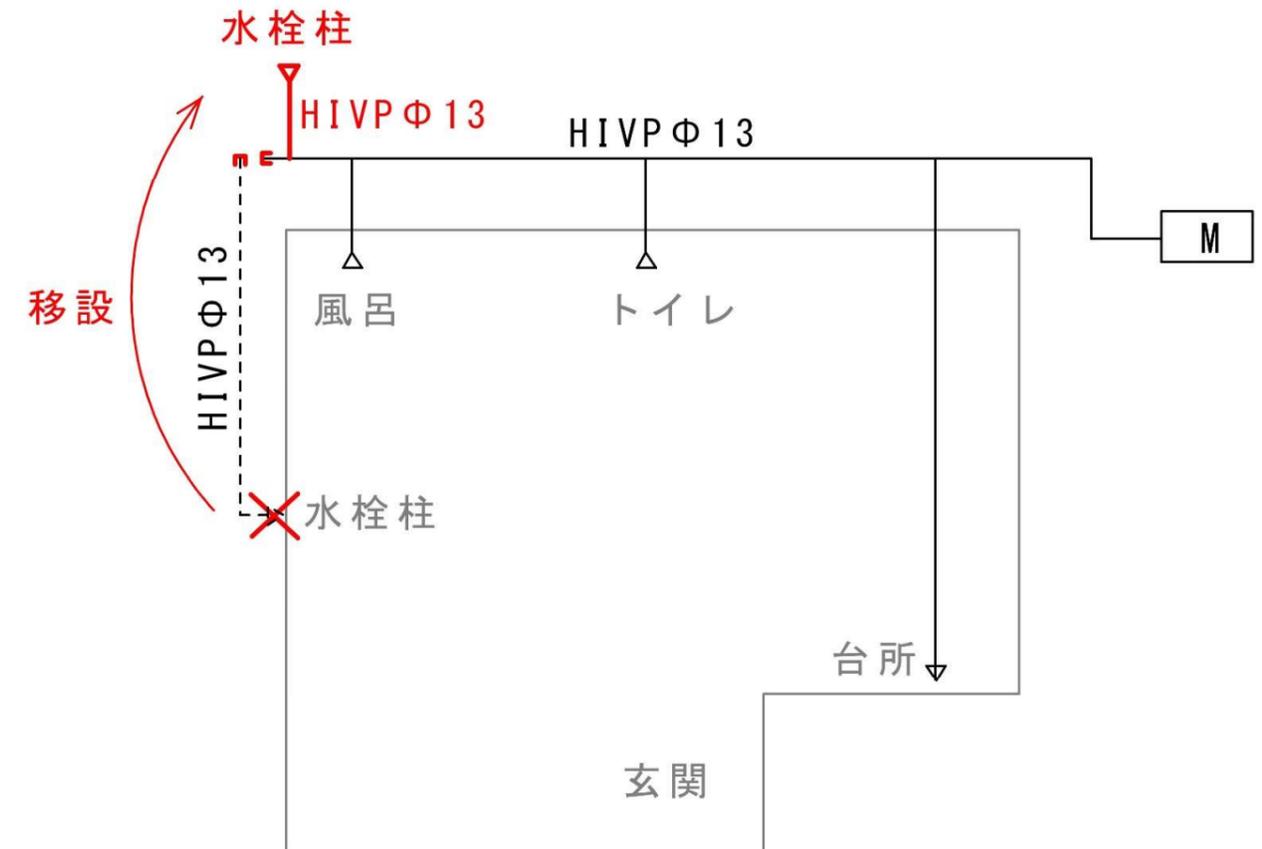
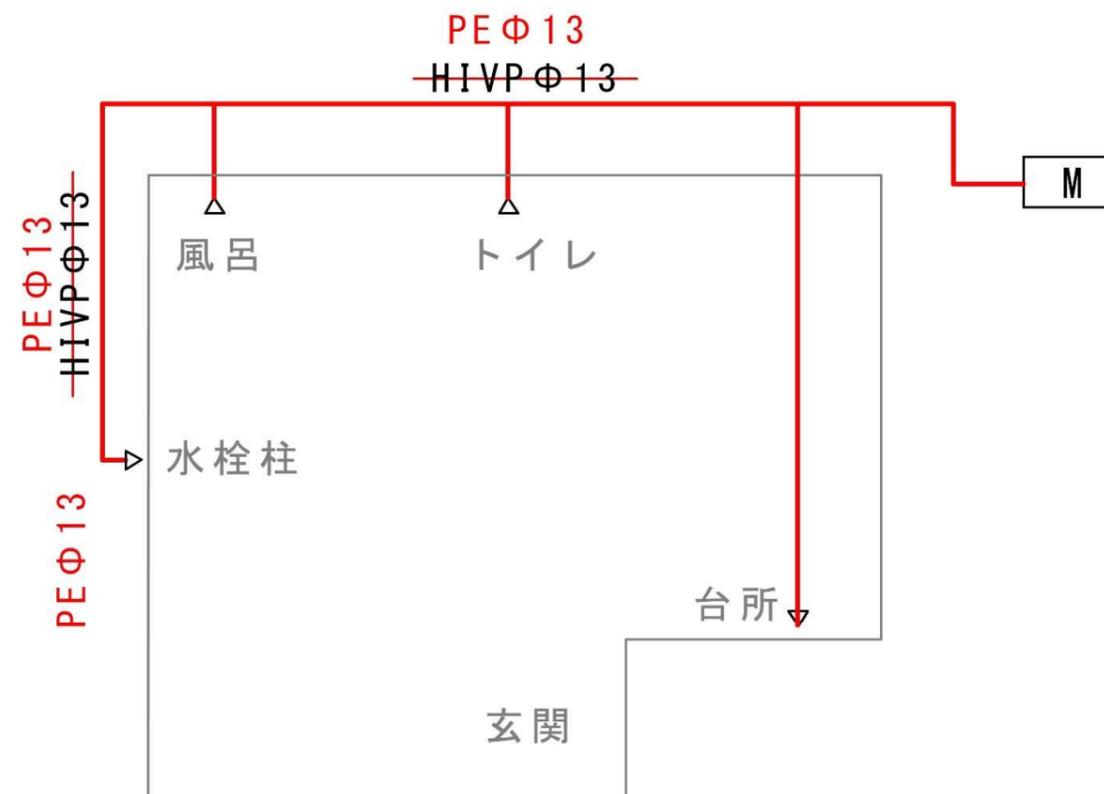
○ 機能の復旧を目的として給水管、給水栓等の一部を修繕

改造工事の例（漏水等修繕工事適用外）

修繕例1 修繕範囲が全系統（広範囲）

修繕例2 給水栓の位置変更を伴う修繕

— 修繕箇所
 - - - 当初配管位置



✕ 機能の復旧を目的として給水管、給水栓等の一部を修繕

漏水等修繕工事の報告の手順

施主

指定工事業者

上下水道局

修繕の依頼

工事着手



漏水等修繕
工事

竣工



漏水等修繕
報告

完了

水道料金の
減免申請

💡 指定工事業者が専任する給水装置工事主任技術者の責において、構造材質基準に適合しているかを十分に確認してください。

報告

お客様センター または
電子申請サービス で受領

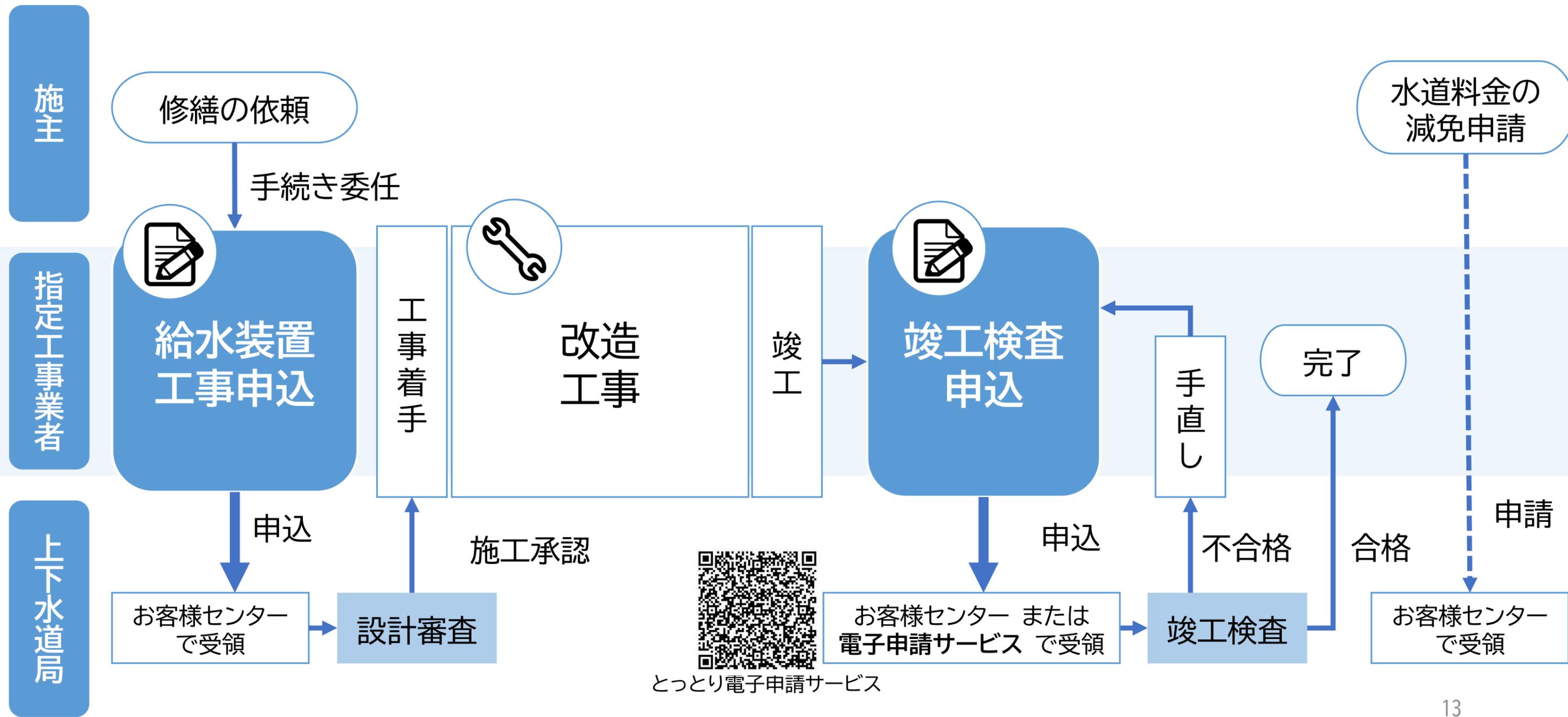


とっとり電子申請サービス

申請

お客様センターで受領

(参考) 改造工事の申込の手順



改正趣旨

(参考)

○ 倉吉市水道事業給水条例の一部改正

1. あらかじめ管理者に申し込まなければならない給水装置工事から、管理者が別に定める給水装置工事を除くこととした。(第10条関係)
2. 1.の管理者が別に定める給水装置工事を行った者は、管理者に報告しなければならないこととした。(第10条関係)

○ 倉吉市水道事業給水条例施行規程の一部改正

1. 給水条例第10条第1項ただし書の管理者が定める給水装置工事は、漏水等の修繕とした。(第4条関係)
2. 給水条例第10条第3項に規定する報告は、漏水等修繕報告書によるものとした。(第4条関係)
3. 様式を加えることとした。(様式第3号の3関係)

○ 倉吉市給水装置工事設計施工基準の一部改定

1. 給水装置工事の種別に修繕工事を改め漏水等修繕工事を加えることとした。(第1章総則1.4)
2. 漏水等修繕工事の手続きの方法について加えることとした。(第3章総則3.1)

倉吉市上下水道局給水装置工事設計施工基準

倉吉市上下水道局Webからダウンロード

倉吉市 給水装置 基準

 kurayoshi.lg.jp

https://www.city.kurayoshi.lg.jp > ...

給水装置工事設計施工基準 - 倉吉市

倉吉市水道事業区域における給水装置工事の設計・施行に関する基準です。給水装置工事の手続きに関する各種様式も掲載しています。



指定給水装置事業者の事業の運営基準 《水道法施行規則第36条》

👉 事業の運営の基準に従い適正な給水装置工事の運営に努める

- 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者の指名
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者(責任技能者)の配置
- 水道事業者の承認を受けた工法、工事条件への適合;設計施工基準、設計審査
- 給水装置工事主任技術者やその他の工事従事者への研修機会の確保
- 構造及び材質の基準への適合、機械器具の適正使用
- 給水装置工事ごとに**記録を3年間保存**



給水装置工事主任技術者の職務等 《水道法第25条の4(3)》

- 給水装置工事に関する**技術上の管理**
- 給水装置工事に従事する者の**技術上の指導監督**
- **構造及び材質の基準に適合していること**の確認
- その他省令で定める職務 《水道法施行規則第23条》
 - 工事に関する**水道事業者との連絡調整**



法令等に違反した場合は**技術者免状の返納** 《水道法第25条の5》

「修繕」の手続きに関する他自治体との比較

新設、改造等：事前申込、設計審査・竣工検査

※ 担当者の裁量により不要としている場合がある。

自治体名	修繕の定義	事後	修繕の手続き
倉吉市(改定前)	修繕(原型を変えない)		口頭で申し込むことができる
	改造(原型を変える)		新設等と同じ(事前申込、設計審査・竣工検査)
倉吉市(改定後)	機能の復旧を目的として給水管、給水栓等の一部を修繕する工事	●	漏水等修繕報告書による事後報告
鳥取市	給水装置の修繕	●	修繕のうち急を要するものについては、事前の申込・承認は不要。ただし、工事完了後速やかに修繕完了届(様式第2号)を提出
米子市	改造工事の内、原則として漏水が起因して発生する工事	●	修繕のうち給水装置の原形を変えない給水管、給水栓等部分的な破損個所の修繕は、修繕報告書の提出をもって給水装置工事の全ての手続きとすることができる。
北栄町	給水装置の破損、老朽箇所を原形に修復する工事		新設等と同じ(事前申込、設計審査・竣工検査)※
その他中部3町	(定義なし)		新設等と同じ(事前申込、設計審査・竣工検査)※

「修繕」の手続きに関する他自治体との比較

新設、改造等：事前申込、設計審査・竣工検査

※ 担当者の裁量により不要としている場合がある。

自治体名	修繕の定義	事後	修繕の手続き
倉吉市(改定後)	機能の復旧を目的として給水管、給水栓等の一部を修繕する工事	●	漏水等修繕報告書による事後報告
東京都	原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓などの部分的な破損箇所を修理する工事	●	修繕工事：工事完了後直ちに管理者に届け出なければならない。 修繕工事のうち部分修繕工事：届出不要
大阪市	条例第17条第3項の申込みにより行う修繕その他必要な処置		工事申込、審査・検査不要
横浜市	既設給水装置の故障部分を修繕する工事	●	審査・検査不要 ※給水装置工事(修繕工事)届出書による事後届
広島市	給水装置の部分的修理		工事申込、審査・検査不要
岡山市	給水装置の漏水その他の異常を修理する工事		工事申込、審査・検査不要

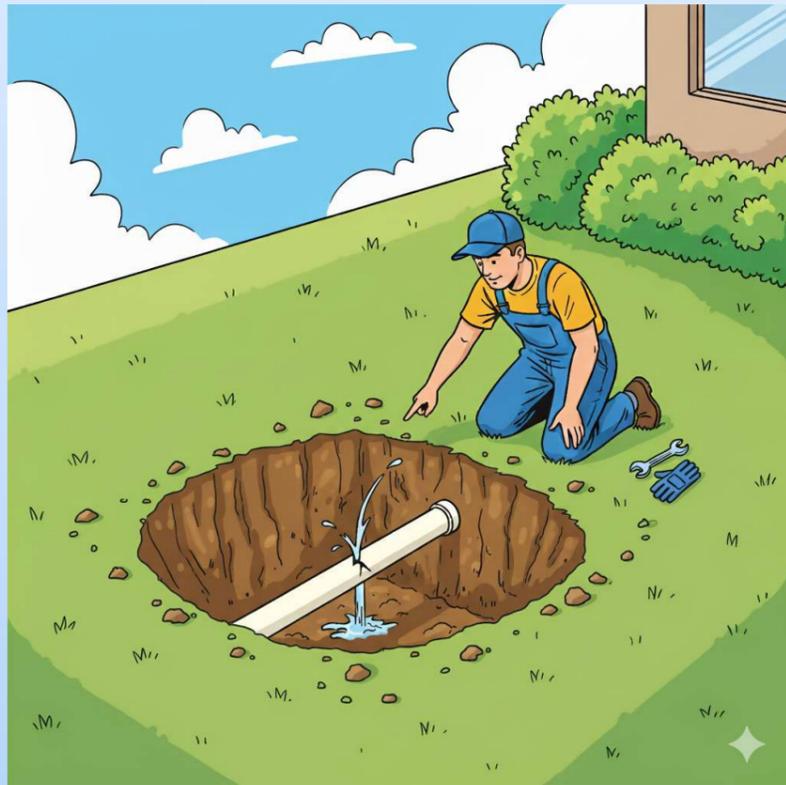
2 漏水等修繕工事の手続き

漏水等修繕工事の手順

- ① 修繕受付・状況確認
- ② 修繕前の写真撮影
- ③ 修繕実施・修繕後の写真撮影
- ④ 略図作成
- ⑤ 上下水道局へ報告

①修繕受付・状況確認

- ・漏水箇所を確認し、修繕方法を検討
- ・修繕内容が漏水等修繕工事の適用範囲内か確認



判断が難しい場合は上下水道局に相談

2 漏水等修繕工事の手続き

② 修繕前の写真撮影

- 修繕前に**修繕箇所**と**修繕前（漏水状況）**の写真撮影

修繕箇所



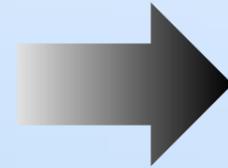
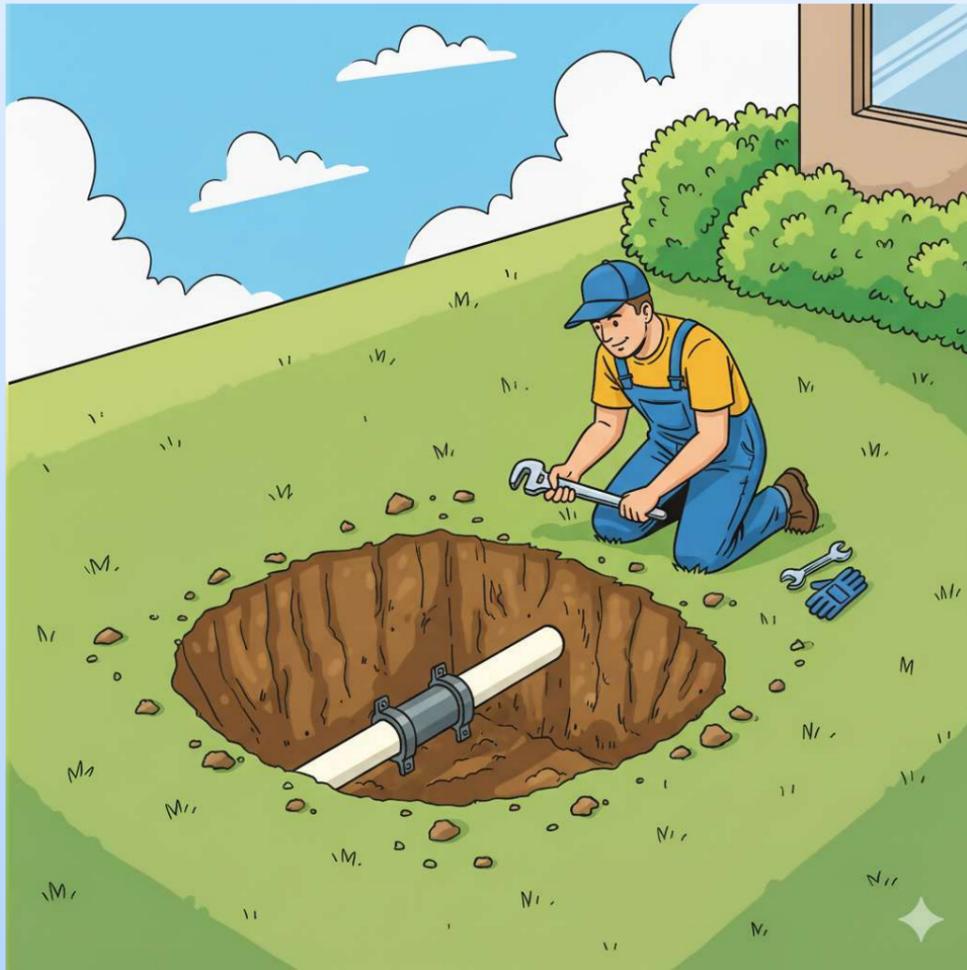
修繕前（漏水状況）



③ 修繕実施・修繕後の写真撮影

- 修繕実施後の写真撮影
- 量水器の番号及び指針を確認

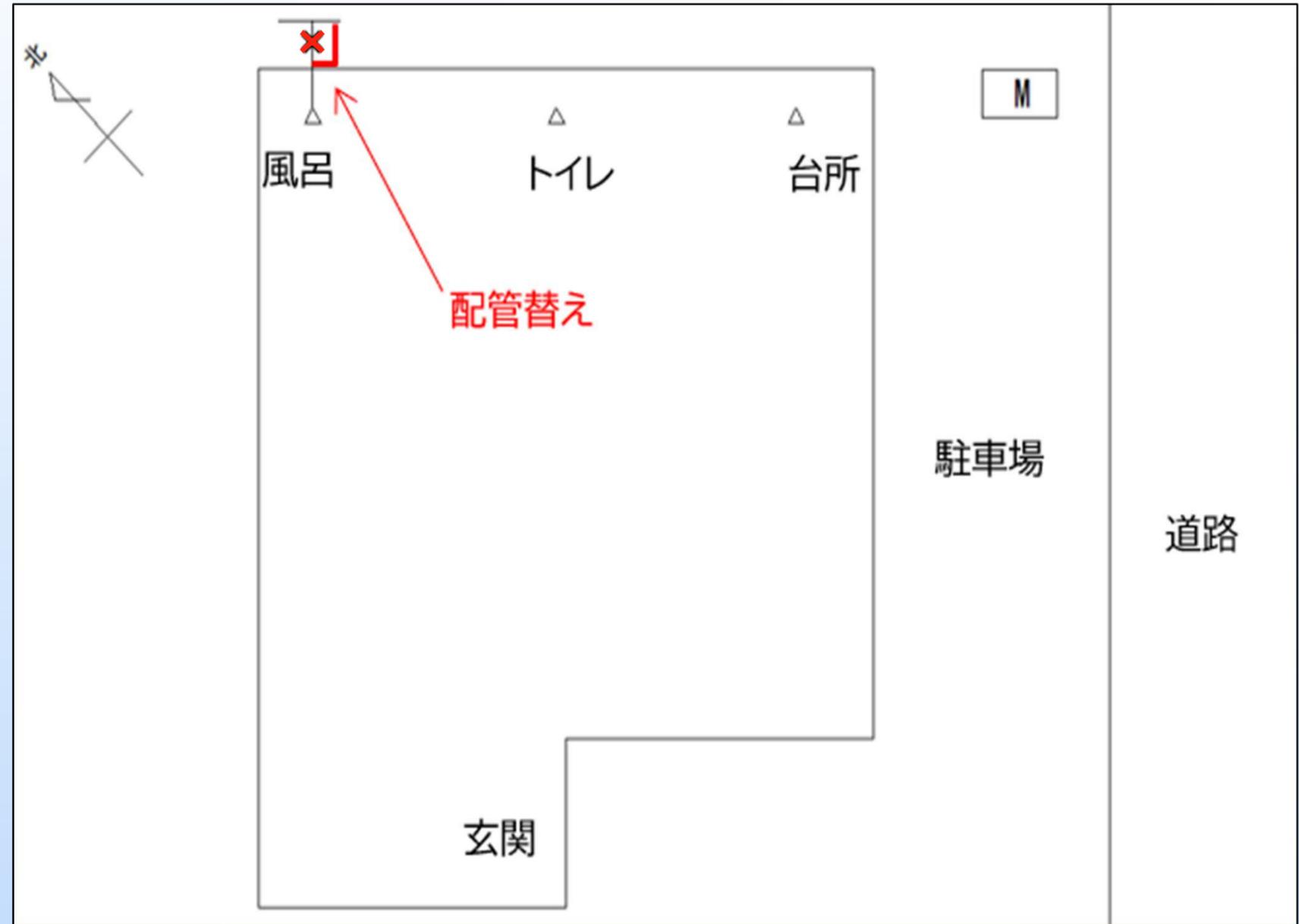
修繕実施後



④ 略図作成

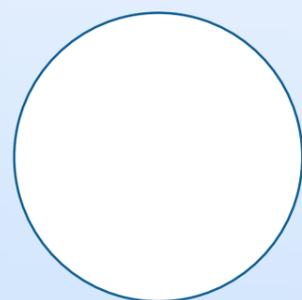
次の情報を記載

- 方位
- 建物の外郭
- 隣接する道路
- 量水器
- 既設配管想定位置
- 修繕箇所（赤線）
- 漏水箇所（赤×）



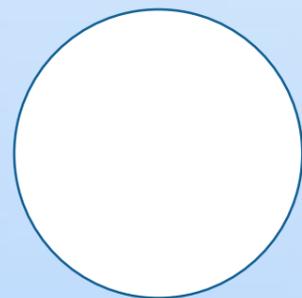
略図は、フリーハンドでも可

⑤ 上下水道局への報告 ▶ 方法は 2 通り



A 漏水等修繕報告書の作成

(上下水道局お客様センター窓口へ提出)



B とっとり電子申請サービスから電子申請

2 漏水等修繕工事の手続き：📄窓口提出

A 漏水等修繕報告書の作成

1. 漏水等修繕報告書に必要事項を記載
2. 略図を記載（貼り付け）

記入例 漏水等修繕報告書

令和7年5月28日

倉吉市長 様

指定給水装置工事事業者 **倉吉水道株式会社**
主任技術者 **倉吉 一郎**
連絡先 **090-1234-5678**

次のとおり、給水装置の漏水等修繕を行いましたので報告します。

修繕完了年月日	令和7年5月26日		
給水装置所在地	倉吉市 葵町722		
水道使用者氏名	水道 太郎		
量水器呼び径・番号	13 mm 125	— 1234	修繕後の量水器指針 123 m ³
漏水等の原因	凍結による管破裂		
主な修繕材料	HIVP-13・1.0m SKX-13・2ヶ		
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 修繕状況写真 <input type="checkbox"/> その他 ()		
修繕箇所略図	※略図には、方位、建物の外郭、隣接する道路、量水器、既設配管想定位置、修繕箇所（赤色実線）及び漏水箇所（赤色×）を記載してください。		

26

※修繕が広範囲等の場合は、改選として給水装置工事申込書の提出を求められる場合があります。

2 漏水等修繕工事の手続き：📄 窓口提出

A 漏水等修繕報告書の作成

3. 様式-8 に
修繕箇所、修繕前、修繕後の写真を
それぞれ1枚（計3枚）貼り付け

- ※提出枚数は1枚まで
- ※枠内に複数枚の貼り付け不可
（複雑または広範囲の修繕の場合
は漏水等修繕報告書の適用範囲外）

様式-⑧

給水装置所在地： 倉吉市 葵町722



修繕箇所



修繕前

継手部割れ



修繕後

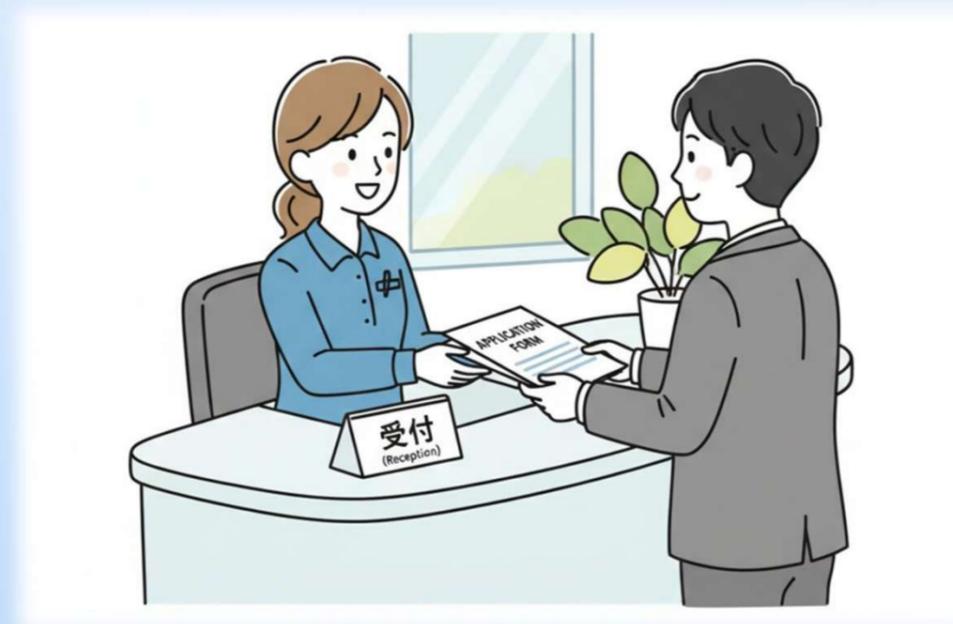
配管替え

2 漏水等修繕工事の手続き：☞窓口提出

A 漏水等修繕報告書の作成

4. 上下水道局お客様センター窓口へ提出

上下水道料金の減免を申請したい場合は、**減免申請書**も提出
※ これまで添付していただいた修理報告書は不要



B とっとり電子申請サービスから電子申請

1. 申請前に次のものを準備してください。

- **略図**データ（手書き図面を撮影した写真でも可）
- **写真**データ（修繕箇所・修繕前・修繕後の3枚）

※ 添付可能なファイル形式 **jpg・png・gif**

2 漏水等修繕工事の手続き：☎️ 電子申請

B とっとり電子申請サービスから電子申請

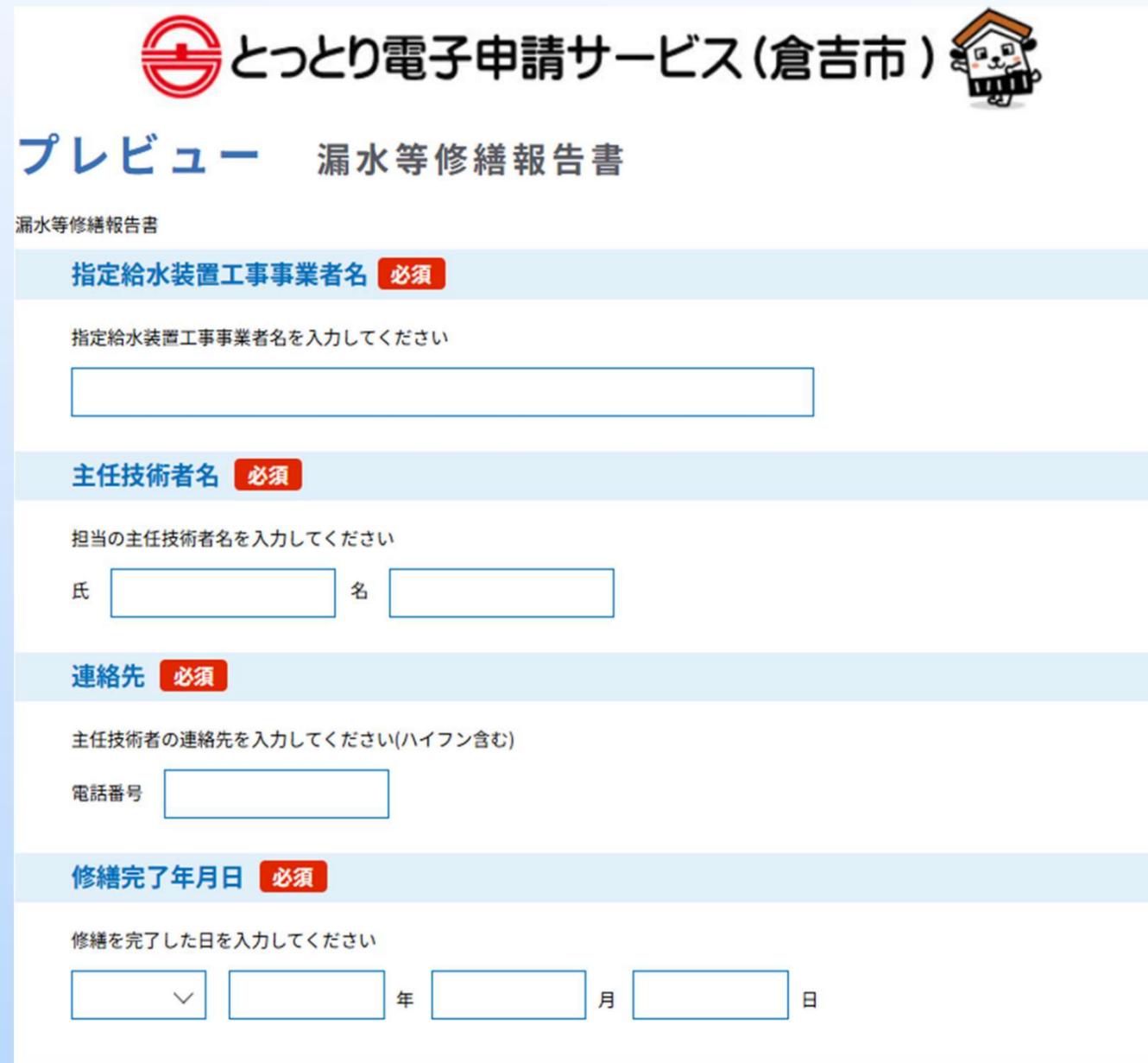
2. パソコンまたはスマートフォン等から、
とっとり電子申請サービスの
[漏水等修繕報告書] の申請ページを開く

The screenshot shows the 'とっとり電子申請サービス(倉吉市)' website. The main heading is 'オンライン申請手続き'. On the left, there is a search bar with the text 'キーワードで探す' and a search button. Below it, there are options for '手続き種別を選択' (Select procedure type) with radio buttons for 'すべての手続き' (selected), '個人向けの手続き' (Individual), and '法人向けの手続き' (Corporate). There is also a 'キーワード検索' button. On the right, there is a '手続き一覧' (Procedure list) section with a dropdown for '受付開始日時 降順' and a '20件ずつ表示' button. The list contains several cards, each with a title, start/end dates, and a status. A hand cursor is pointing to the '漏水等修繕報告書' card. The card details are: '漏水等修繕報告書', '受付開始: 2026年01月01日 00時00分', '受付終了: 随時'. Other cards include '令和8年度 倉吉市 職員採用試験 受験申込', '令和8年度 倉吉市 職員採用試験 受験申込', '自然ウォッチング10「国府川の水鳥を見よう」', and '倉吉市職員採用試験(令和8年1月実施)受験申込'. The bottom right card has a red 'もうすぐ終了' button.

2 漏水等修繕工事の手続き：  電子申請

B とっとり電子申請サービスから電子申請

3. 必要事項を入力



 とっとり電子申請サービス(倉吉市) 

プレビュー 漏水等修繕報告書

漏水等修繕報告書

指定給水装置工事事業者名 必須

指定給水装置工事事業者名を入力してください

主任技術者名 必須

担当の主任技術者名を入力してください

氏 名

連絡先 必須

主任技術者の連絡先を入力してください(ハイフン含む)

電話番号

修繕完了年月日 必須

修繕を完了した日を入力してください

年 月 日

2 漏水等修繕工事の手続き： 電子申請

B とっとり電子申請サービスから電子申請

4. 写真及び略図を添付

修繕箇所略図 必須

下の「ファイル選択」をクリックして修繕箇所の略図を添付してください
※添付可能なファイル形式 jpg png gif

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

添付書類

添付するものを選択してください。

修繕前後写真

その他

修繕箇所写真 必須

下の「ファイル選択」をクリックして修繕箇所がわかる写真を添付してください
※添付可能なファイル形式 jpg png gif

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

修繕前（漏水状況）写真 必須

下の「ファイル選択」をクリックして修繕前（漏水状況）写真を添付してください
※添付可能なファイル形式 jpg png gif

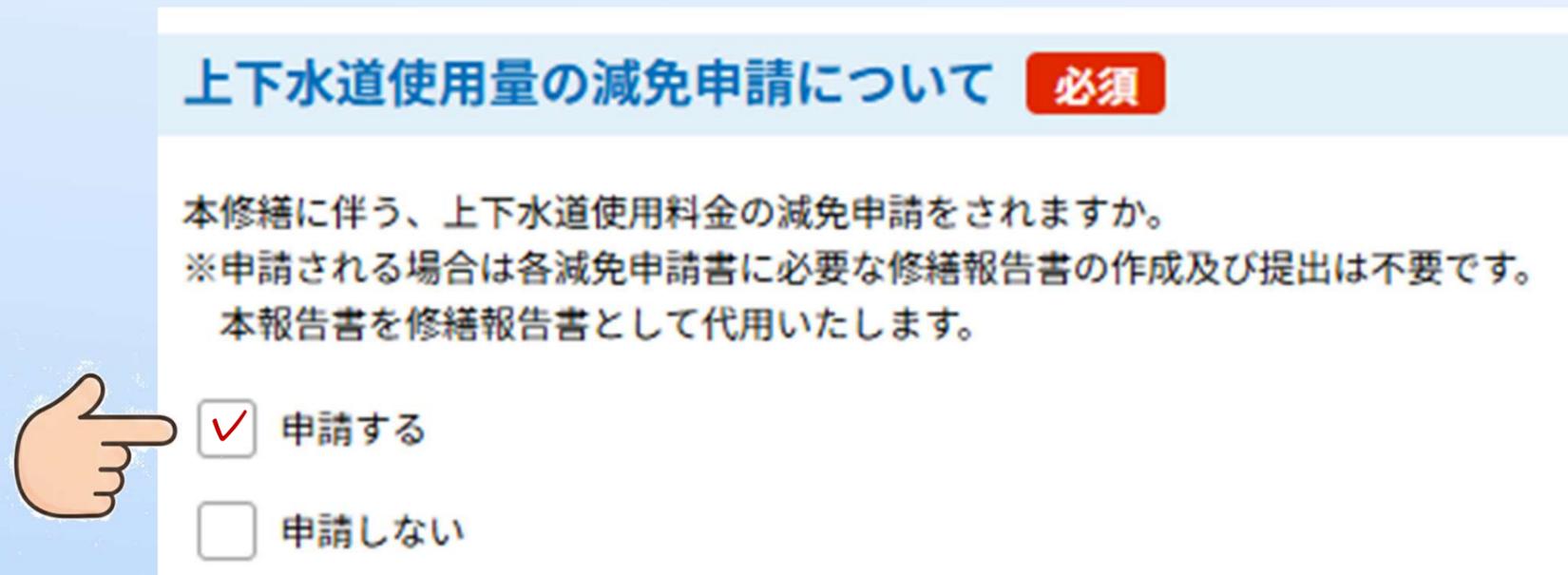
ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

2 漏水等修繕工事の手続き：  電子申請

B とっとり電子申請サービスから電子申請

5. 上下水道料金の減免を申請したい場合 上下水道使用量の減免申請について [申請する] を選択



上下水道使用量の減免申請について **必須**

本修繕に伴う、上下水道使用料金の減免申請をされますか。
※申請される場合は各減免申請書に必要な修繕報告書の作成及び提出は不要です。
本報告書を修繕報告書として代用いたします。

申請する
 申請しない

- 使用者による減免申請書の提出は、別途**必要**です。（紙のみの提出）
- これまで添付していただいた**修理報告書**は不要となります。

2 漏水等修繕工事の手続き：電子申請

B とっとり電子申請サービスから電子申請

6. 申込内容を確認して申込完了

申込確認

まだ申込みは完了していません。
※下記内容でよろしければ「申込み」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

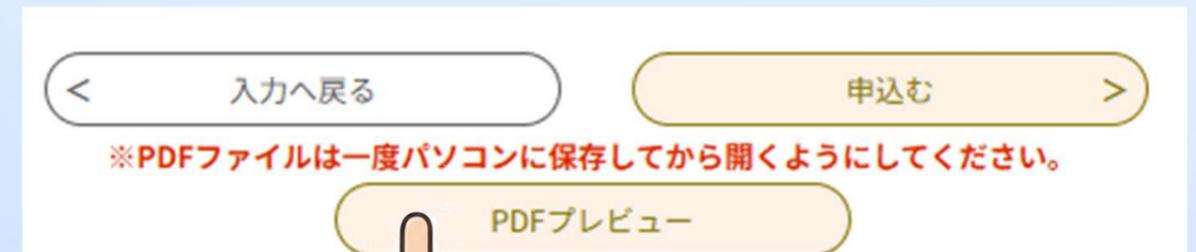
漏水修繕等報告書7

指定給水装置工事事業者名	倉吉水道有限会社
主任技術者名	水道 一郎
連絡先	0858-27-0631
修繕完了年月日	令和7年11月23日
給水装置所在地	倉吉市葵町722
水道使用者氏名	水道 一郎
修繕前（漏水状況）写真	03修繕前（漏水状況）.JPG
修繕後写真	04修繕後.jpg
その他	
上下水道使用量の減免申請について	申請する

< 入力へ戻る 申込み >

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFプレビュー



※入力内容が反映された
報告書（PDF）の
ダウンロード可能です。

B とっとり電子申請サービスから電子申請

7. 上下水道局が申込み内容を確認

- 受理完了メールが届いたら手続き**完了**です。
- **不備等**がある場合は**修正依頼**メールが届きます。

2 漏水等修繕工事の手続き：☎ 電子申請

B とっとり電子申請サービスから電子申請



3 その他の改定

1. HIビニル管に使用する継手の指定
2. 3階直結給水の対象外建物

1. HIビニル管に使用する継手の指定

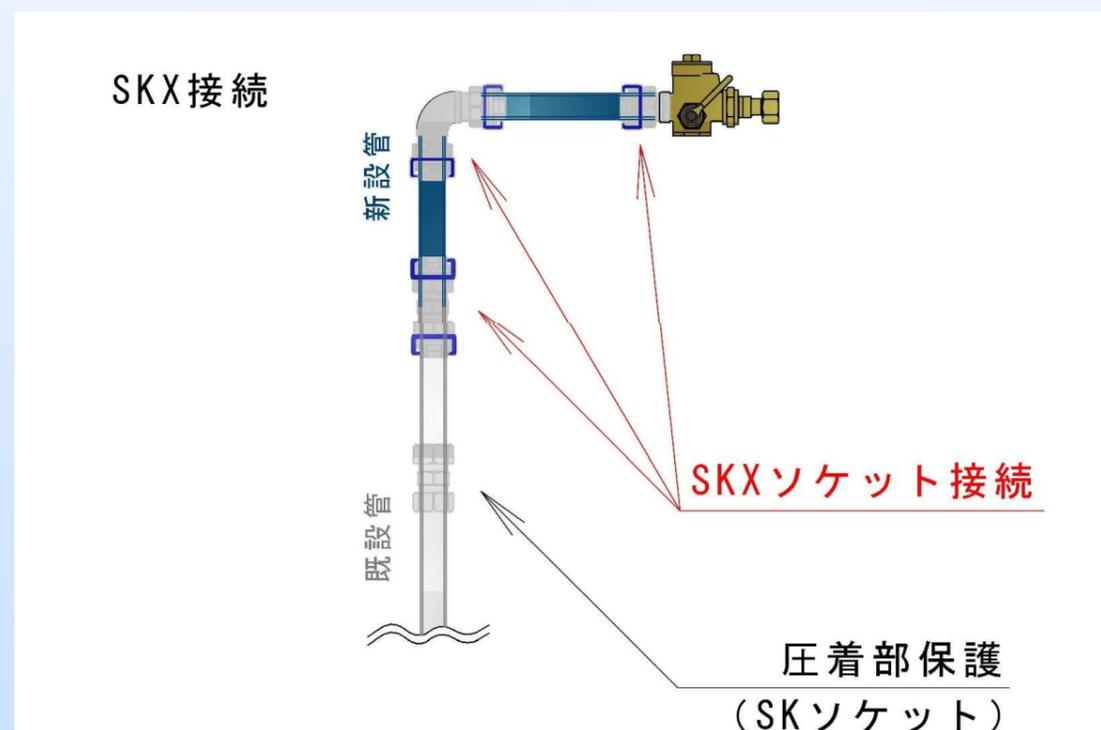
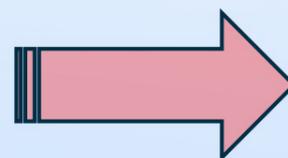
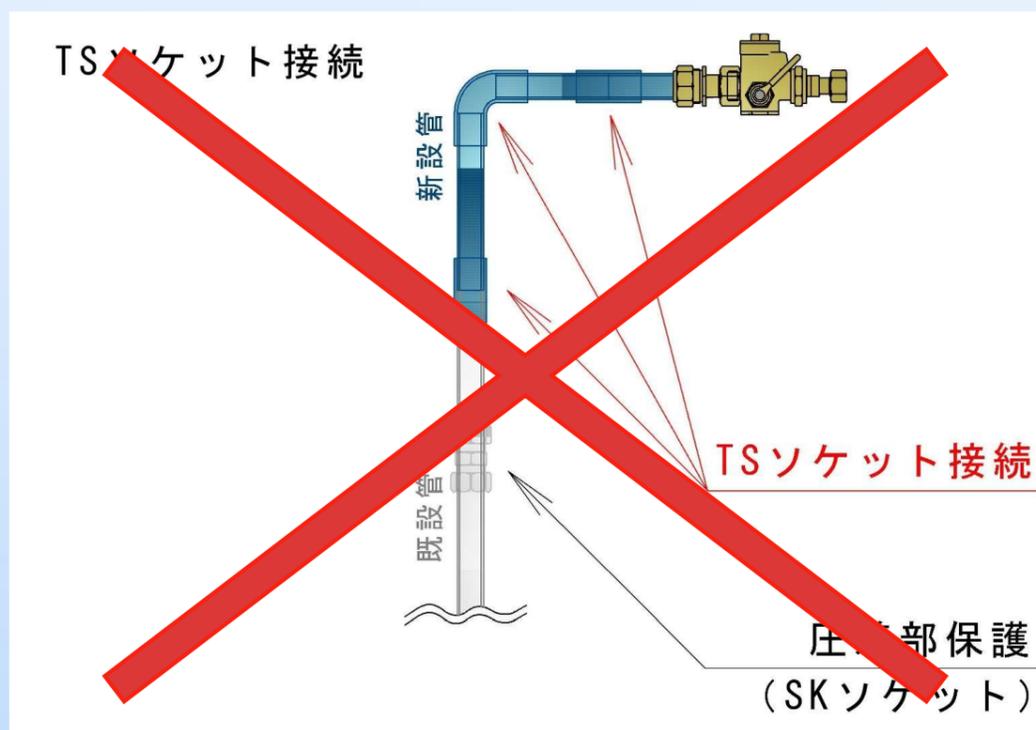
- メータ1次側（配水管から量水器までの給水管）
に使用する材料

伸縮可とう離脱防止継手

⊘ TS継手は不可



1. HIビニル管に使用する継手の指定



2. 3階直結給水の対象外建物について

・対象外の建物追加及び具体的な建物を記載

- ① 災害、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な施設
（例）病院、避難所、防災拠点など
- ② 一時に多量の水を使用する、または使用水量の変動が大きい等の理由により、配水管の水圧低下を引き起こす恐れがある施設
（例）宿泊施設、学校、工場など
- ③ 配水管の水圧変動に係らず、常時一定の水量、水圧を必要とする施設
（例）精密機器工場など
- ④ 逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある施設
（例）有毒薬品を使用する工場など

まとめ 給水装置工事設計施工基準の改定

1. 漏水等修繕工事

- ① 漏水等修繕工事とは、機能の復旧を目的として給水管、給水栓等の一部を修繕する工事
- ② 漏水等修繕工事は、報告書による事後報告（電子申請を推奨、1月1日から運用）
給水装置工事申込及びしゅん工検査は不要

2. その他の変更

- ① HIビニル管に使用する継手の指定
：伸縮可とう離脱防止継手
- ② 3階直結給水の対象外建物の具体例